平成２８年（フ）第７９号
埼玉県越谷市大字大房999番地12　ドミール越谷103号
債務者　益子　由佳（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
埼玉県比企郡嵐山町大字川島1473番地５　平和荘102
債務者　河西　忠幸（旧姓谷端）
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１２号
千葉県銚子市春日町1076番地の３　市営住宅Ｄ－５号
債務者　中山　敏夫
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１３号
千葉県銚子市外川町２丁目10347番地の１　鈴木アパート３号
債務者　常世田京子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１号
新潟県柏崎市東長浜町10番５－101号　マンジロ21Ｂ
債務者　久我　菜摘
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第９号
新潟県長岡市住吉２丁目10番８号　コーポ草笛103号室
債務者　小林　政一
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第３４号
大分市大字豊饒214番地の１（Ｌａ・Ｆｏｎｔｅ402）
債務者　西田　　彩
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３１号
沖縄県那覇市古島１丁目26番地４　インターサイドレジデンスＰ－Ｊ
債務者　玉城理恵子（旧姓平良）
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第４号
宮城県登米市東和町米谷字福平36番地１
債務者　佐藤　　永（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２８年（フ）第１４号
秋田県湯沢市前森４丁目１番９号
債務者　大山　理加
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第６号
岩手県陸前高田市高田町字中田60番地５　市営住宅中田団地1319号、前住所岩手県陸前高田市竹駒町字滝の里105番地５　滝の里工業団地仮設住宅16－６号
債務者　村上フミ子
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第１号
福岡県柳川市古賀154番地１
債務者　古賀佳央理
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第７号
福岡県柳川市田脇279番地　レオパレス21クオーレ101号
債務者　松本　勇也（旧姓北内）
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第８号
福岡県大川市大字郷原545番地１
債務者　中村　行宏
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
北海道山越郡長万部町字静狩215番地３
債務者　田中　悠哉
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第７号
宮城県石巻市鹿妻南１丁目７番１－22号、前住所仙台市若林区荒井字畑中10番地　シャトレーＧⅠ－102
債務者　千葉　加奈（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第７号
愛知県岡崎市大門５丁目８番地11　リベール大樹寺公園402
債務者　伊藤　典子
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係